

ふるさと文化・芸術人材バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化・芸能・音楽等の芸術活動を行う人材（以下「アーティスト」という。）の情報を集積し、ふるさと文化・芸術人材バンク（以下「バンク」という。）として登録することにより、アーティストの発表の場を拡充するとともに、町民に芸術鑑賞及びワークショップ等の芸術体験の機会を提供し、もって上里町の芸術活動及び文化活動の振興に寄与することを目的とする。

(登録の申請等)

第2条 バンクに登録することができるものは、次の各号のいずれにも該当するアーティストとする。

- (1) 芸術表現活動を行うもの
- (2) 上里町に在住、又は在勤するものまたは、上里町の文化施設において公演及びワークショップ等の活動実績があるもの
- (3) 町民の依頼に応じて公演及びワークショップ等の活動の実施が可能であるもの
- (4) 町民に芸術体験の場を積極的に提供することが可能であるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、バンクに登録することができない

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利活動を主な目的とするもの
- (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、一般財団法人上里町文化振興協会（以下「財団」という。）がバンクに登録することが不相当と認めるもの

3 バンクに登録しようとするアーティスト（以下「申請者」という。）は、ふるさと文化・芸術人材バンク登録（変更）申請書（様式第1号）に記入の上、財団に提出しなければならない。

4 バンクへの登録は、随時受け付けるものとする。

5 バンクへの登録に係る手数料は、無料とする。

(登録及び通知)

第3条 財団は、前条第3項の規定による申請があったときは、審査の上、登録の可否を決定するものとする。2 財団は、申請者をバンクに登録したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第4条 バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに登録（変更）申請書により変更の申請を行わなければならない。

2 財団は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る内容を変更するものとする。

(登録の取り消し)

第5条 財団は、登録者からふるさと文化・芸術人材バンク登録取消届書（様式第2号）による登録の取り消しの届出があったときは、当該登録を取り消すものとする。

2 前項に規定するもののほか、財団は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段によって登録を行ったとき。
 - (2) 第2条第1項に規定するものに該当しなくなったとき。
 - (3) 第2条第2項に規定するものに該当することとなったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、財団がバンクの登録に不相当と認めたとき。
- 3 財団は、前項の規定により登録の取り消しをしたときは、その旨について当該取り消しをした登録者に通知するものとする。

(登録者の利用)

第6条 登録者を公演、ワークショップの活動等（以下「公演等」という。）に利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、ふるさと文化・芸術人材バンク利用申請書（様式第3号）により財団に申請するものとする。

- 2 財団は、前項により公演等の申請があった場合には登録者と利用者との調整を行うものとする。
- 3 利用者は、公演等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者を利用することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (2) 中傷又は第三者に損害若しくは不利益を与えることを目的とするとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (4) 犯罪行為を誘発することを目的とするとき。

- 4 利用者は、公演等が終了したら1ヶ月以内にふるさと文化・芸術人材バンク利用報告書（様式第4号）を財団に提出しなければならない。なお、利用者の責によらない公演の中止があった場合にはこの限りではない。

(費用負担)

第7条 利用者が登録者を利用したことにより要する費用は、利用者が負担するものとする。

- 2 財団は、利用者が登録者を利用したことにより利用者又は第三者が受けた損害等について、一切の責任を負わない。

(個人情報の保護)

第8条 バンクに登録された個人情報の取扱いについては上里町個人情報保護条例（平成16年12月13日条例第20号）に定めるところによる。

(庶務)

第9条 バンクの庶務は、財団事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財団が定める。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条、第4条関係）

ふるさと文化・芸術人材バンク登録（変更）申請書

フリガナ			
登録名 (団体名又は個人名)			
フリガナ		人数	人
代表者氏名 (団体の場合のみ)		公開・非公開	※いずれかに ○印を記入し てください。 (どちらにも ○がない場合 は、原則公開 となります。)
住所	〒	こちらの情 報は非公開 となります。	
電話番号			
携帯電話番号			
FAX番号			
Eメールアドレス			
ホームページアドレス			
ジャンル			
プロフィール			
活動内容/ 活動実績等			
P R		公開・非公開	※いずれかに ○印を記入し てください。 (どちらにも ○がない場合 は、原則公開 となります。)
費用の目安		公開・非公開	
ボランティアでの出演要請があれば応じることができますか？			可・否

※資料があれば添付してください。(メンバー写真・活動写真等)

ふるさと文化・芸術人材バンクへの登録を申請するとともに、申請書に記載した情報を財団が管理運営するワーブ上里ホームページ上で公開することに同意します。

年 月 日

住所

氏名

印

(登録者又は団体代表者名・登録者が未成年の場合下記に保護者の署名と印)

保護者氏名

印(登録を承認します。)

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

一般財団法人上里町文化振興協会 様

申請者 住所
登録名
代表者氏名
連絡先

ふるさと文化・芸術人材バンク登録取消届書

ふるさと文化・芸術人材バンクの登録を取り消したいので、かみさとふるさと文化・
芸術人材バンク実施要綱第5条の規定により届け出ます。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

一般財団法人上里町文化振興協会 様

申請者 住所 _____
団体名 _____
代表者氏名 _____
連絡先 _____

ふるさと文化・芸術人材バンク利用申請書

ふるさと文化・芸術人材バンクを利用して公演等を行いたいので、かみさとふるさと文化・芸術人材バンク実施要綱第6条の規定により申請します。

公演等の内容 (例：コンサート、クリスマス会、例会、ワークショップ等具体的に記入して下さい。)	
公演等を希望するアーティスト名 (団体名)	
公演場所の概要 (例：施設名・催事名・屋内・屋外等を記入して下さい。)	
公演等開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで
控室等の有無	有 ・ 無 (有の場合、収容人数 名)
設備の有無	音響設備 (有 ・ 無) ピアノ (有 ・ 無)
登録者との打合せ方法	<input type="checkbox"/> 電話 (Tel _____) <input type="checkbox"/> メール (e-mail _____) <input type="checkbox"/> 直接 (_____)

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

一般財団法人上里町文化振興協会 様

利用者 住所 _____
団体名 _____
代表者氏名 _____
連絡先 _____

ふるさと文化・芸術人材バンク利用報告書

ふるさと文化・芸術人材バンクを利用して公演等を行ったので、かみさとふるさと文化・芸術人材バンク実施要綱第6条の規定により報告します。

公演等の内容 (例：申請時と公演等の内容が異なる場合にはその理由も記入して下さい。)	
公演等を行ったアーティスト名 (団体名)	
公演場所の概要 (例：申請時と公演場所が異なる場合にはその理由も記入して下さい。)	
公演等開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで
鑑賞者又は受講者人数 (主催者及びアーティストの人数も加算して下さい。)	人
感想等	
アンケート (回答任意)	ふるさと文化・芸術人材バンクの利用を今後も希望されますか？ はい ・ いいえ いiepの場合その理由は？ ()